○文京区自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成七年六月三十日

規則第三十三号

(趣旨)

第一条　この規則は、文京区自転車等の放置防止に関する条例(平成七年三月文京区条例第十一号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域の公示等)

第三条　条例第八条第三項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　放置禁止区域の指定、変更又は解除の日及びその範囲

二　前号のほか、区長が特に必要があると認めた事項

2　条例第八条第三項の規定による公示は、文京区役所門前掲示場に掲示することにより行うものとする。

3　条例第八条第四項の規定による周知及び指導は、当該区域内に放置禁止区域の指定及びその範囲、撤去及び保管に要する費用、処分等の措置に関する事項等を記載した標識を設置することにより行うものとする。

4　第二項の公示は、第一項第一号に規定する日の十四日前までに行わなければならない。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第四条　条例第十一条第一項の規定による指導は、当該場所に自転車等を放置してはならない旨を表示した看板を設置することにより行うものとする。

2　条例第十一条第二項の規定による警告は、当該自転車を撤去する旨を記載した警告札を放置自転車等に取り付けて行うものとする。

(撤去の方法等)

第四条の二　区長は、条例第十条又は第十一条第二項若しくは文京区自転車駐車場条例(平成七年七月文京区条例第二十一号)第十一条第一項の規定により自転車等を撤去するに当たり、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等(以下「チェーン等」という。)により連結されている場合において、当該チェーン等を切断しなければ自転車等を撤去することができないときは、当該チェーン等の切断その他の必要な措置を採ることができる。

2　前項の規定によりチェーン等の切断その他の必要な措置を採ったことにより生じた損害については、区は、賠償の責めを負わないものとする。

(撤去した自転車等に対する措置)

第五条　区長は、条例第十二条第一項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)について、撤去日、撤去場所、保管期間、形状等を保管自転車等整理簿に登載するものとする。

2　条例第十二条第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　撤去日

二　保管場所

三　保管期間

四　前三号のほか、区長が特に必要があると認めた事項

3　条例第十二条第二項の規定による公示は、当該自転車等を撤去した場所の付近に撤去日、保管場所、保管期間、引取りに必要なもの、引取日時等を記載した標識を設置することにより行うものとする。

4　区長は、保管自転車等の利用者等を確認することができるときは、別に定める通知書によりその者に通知するものとする。

(自転車等の売却等)

第六条　条例第十三条第一項の規定による自転車等の売却は、区長が別に定める売却基準により処理するものとする。

2　条例第十三条第一項に規定する相当の期間は、四十日とする。

3　条例第十三条第二項の規定による自転車等の売却代金(以下「売却代金」という。)は、条例第十二条第二項の規定による公示をした日から起算して六月を経過するまでの間保管するものとする。

4　区長は、条例第十三条第一項の規定により保管自転車等を売却した後前項に規定する期間内に、当該自転車等の利用者等を確認することができたときは、売却証明書(別記様式第一号)を添付し、その売却代金を返還するものとする。

(自転車等の引取り)

第七条　保管自転車等を引き取ろうとする者(以下「申請者」という。)は、自転車等引渡・撤去及び保管費用減免申請書兼受領証(別記様式第二号。以下「引渡・減免申請書兼受領証」という。)により区長に申請しなければならない。

2　前条第四項の規定による売却代金の返還を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、保管代金返還請求書(別記様式第三号)により区長に請求しなければならない。

3　区長は、前二項の規定による申請又は請求があった場合において必要があると認めたときは、当該申請者若しくは請求者の氏名又は住所等を証する書類等の提示を求めることができる。

(費用の減免等)

第八条　条例第十四条ただし書の規定により撤去及び保管に要した費用を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一　盗難された自転車等について、撤去の前日までに警察署に盗難届を出しているとき。免除

二　前号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。減額又は免除

2　前項の規定により撤去及び保管に要した費用の減額又は免除を受けようとする者は、引渡・減免申請書兼受領証により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(委任)

第九条　この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付　則

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

付　則(平成一五年三月六日規則第七号)

(施行期日)

1　この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付　則(平成一八年三月九日規則第二〇号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付　則(平成二六年三月三一日規則第二二号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

別記様式第2号(第7条・第8条関係)

別記様式第3号(第7条関係)